



認定経営革新等支援機関制度の見直しに係る 具体的論点

平成29年4月13日

中小企業庁

1. 制度創設の背景

2. 認定経営革新等支援機関制度の創設

3. 認定経営革新等支援機関制度の評価及び意見

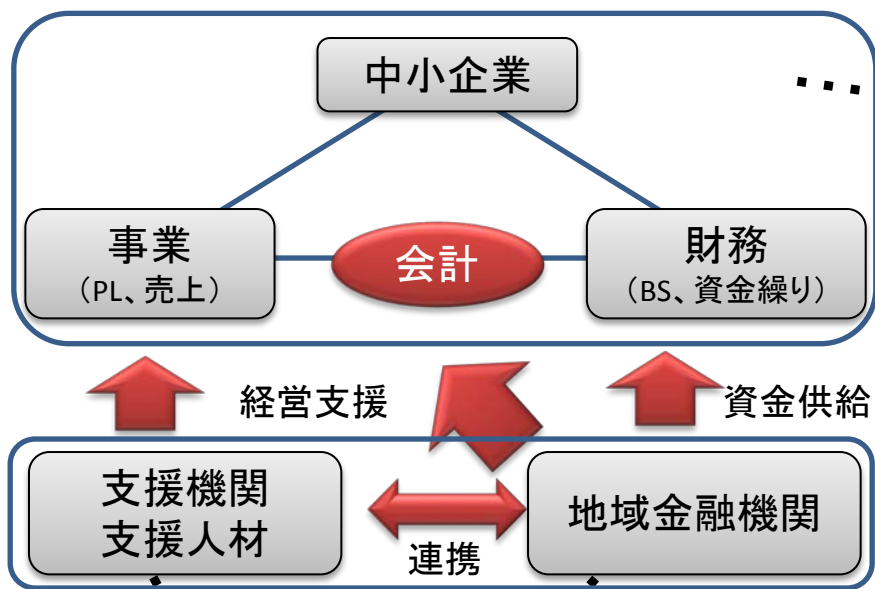
4. 認定経営革新等支援機関の今後の方向性

1. 制度創設の背景

制度創設の背景

※中小企業政策審議会第6回企業力強化部会（平成23年12月）の資料を加工再編

- 経済環境が変化する中、中小企業が直面する経営課題は多様化・複雑化（国内需要の減少、国際競争の激化、大企業依存の限界等）。
- ①中小企業の財務経営力の強化、②経営支援の担い手の多様化・活性化、③支援機関と金融機関の連携強化、人材育成、によって対応。



中小企業の財務経営力の強化

○新たな会計ルールを整備・活用

○自らの経営状況(PL、BS等)や
資金繰りへの説明能力を高める

経営支援の担い手の多様化・活性化

○経営支援の担い手の多様化・活性化を図る制度的措置

→商工会等の支援機関に加え、中小企業に対して高度かつ専門的な経営支援を行う金融機関や税理士等を取り込む。

支援機関と金融機関の連携強化、人材育成

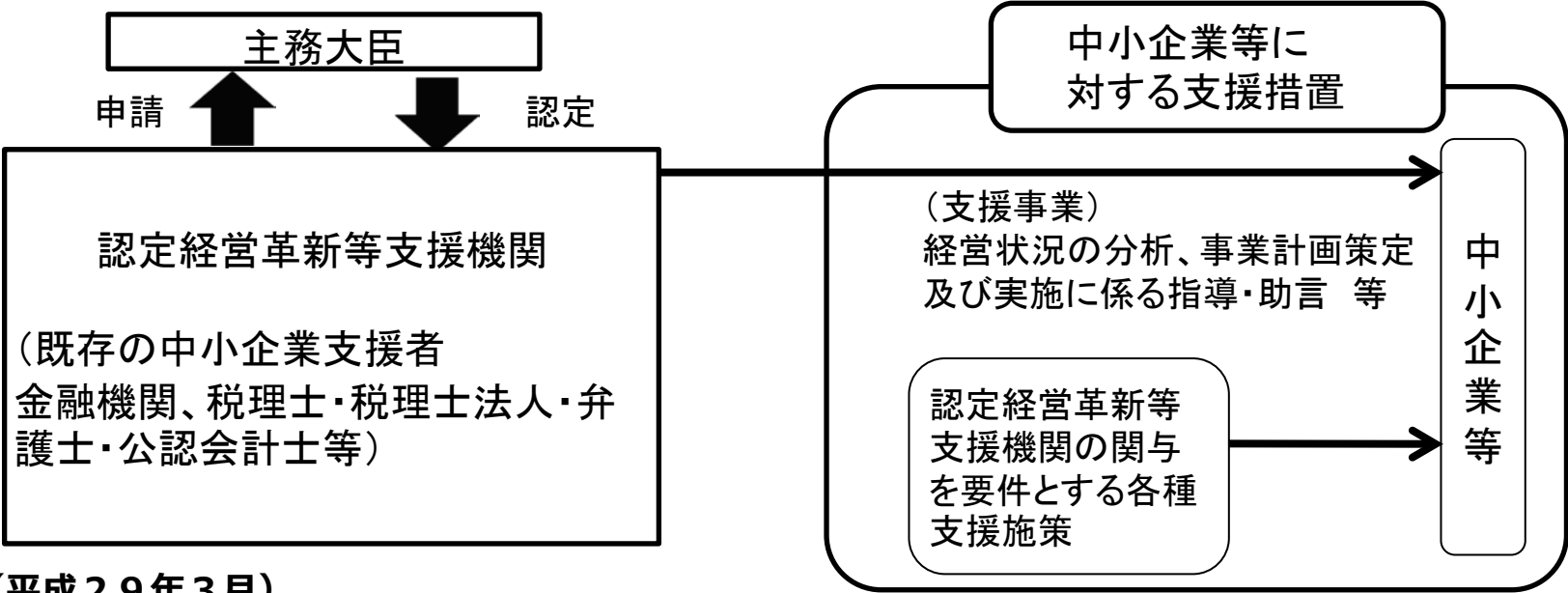
○金融と経営支援の一体的取組(リレーションシップ・バンキング)の推進

○支援機関と金融機関の連携強化
○高度、専門的な支援人材の育成

2. 認定経営革新等支援機関制度の創設

認定経営革新等支援機関の概要

1. 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（現 中小企業等経営強化法）の一部改正により、本制度を措置（平成24年8月30日施行）
2. 認定基準
- ①税務、金融及び財務に関する専門的な知識を有していること。
- ②法定業務（経営革新等支援業務）に係る1年以上の実務経験を含む3年以上の実務経験を有していること。
- ③業務を継続的に実施するために必要な組織体制及び事業基盤を有していること。



【認定状況】（平成29年3月）

税理士	税理士法人	公認会計士	監査法人	弁護士	弁護士法人	商工会	商工会議所	中小企業団体中央会	中小企業診断士	民間コンサルティング会社	その他	金融機関	合計
17,722	2,203	2,047	67	1,484	92	47	374	43	507	575	397	487	26,045

※本認定数には、商工会単会や、金融機関等の支店等の数は含まれていないが、例えば、商工会は47都道府県商工会連合会を認定することで、全商工会を認定支援機関としての体制に含めており、また、金融機関についても同様に、本店を認定することで、各支店を認定支援機関としての体制に含めている。

認定経営革新等支援機関に期待している支援活動

1. 経営革新等支援業務関係

※法律及び基本方針（告示）に規定。

- ①経営革新等を行う事業者の経営状況の分析等
- ②経営革新等に関する事業計画の策定・実行支援

2. 経営課題全般に対する支援関係

※HPやパンフレットで周知。

中小企業の経営改善や創業、新事業展開、事業再生等の中小企業の抱える経営課題全般に関する指導及び助言。

3. 中小企業支援施策と連携した支援関係

- ①中小企業支援施策の周知

「中小企業の会計に関する基本要領」「中小企業の会計に関する指針」の活用の推奨、「ローカルベンチマーク」の活用を促すこと、「事業承継ガイドライン」を踏まえた取組を促すことを基本方針に規定。

- ②補助金や公的融資制度等を活用する中小企業の支援

各種補助金等のルールに基づき、一部の補助金等については、申請の際に必要な事業計画の策定支援や確認が必要となっている。

4. モニタリングや他の支援機関との連携

※基本方針で規定。

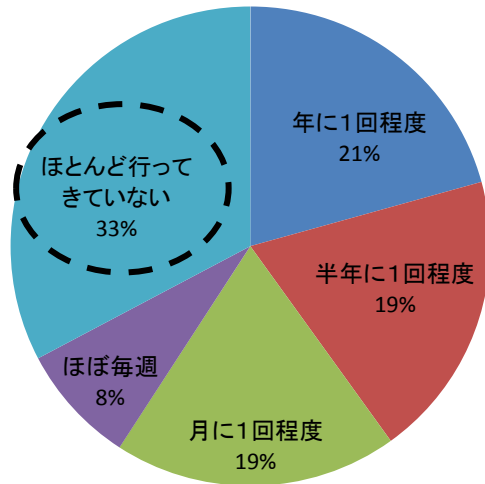
案件の継続的なモニタリング、他の認定経営革新等支援機関やその他の支援機関との連携

3. 認定経営革新等支援機関の評価及び意見

経営革新等支援業務と経営課題全般に対する支援 1（P6 1.、2.関係）

「経営革新等支援業務」の実施状況

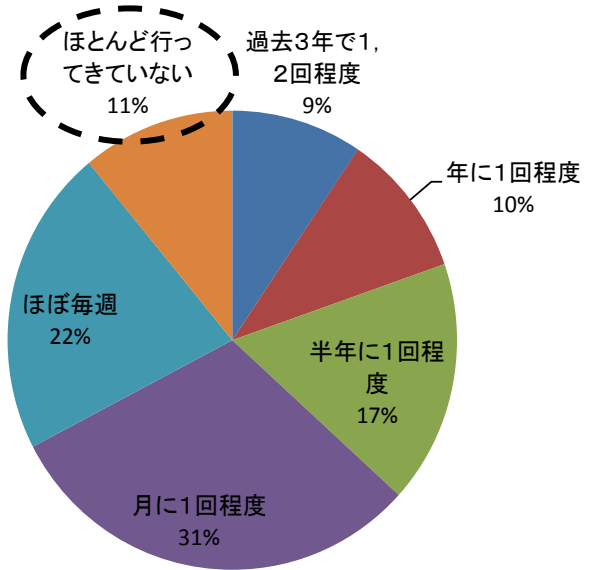
【直近1年の実施状況】



約3割の者が法定業務である経営革新等支援業務をほとんど行っていない。

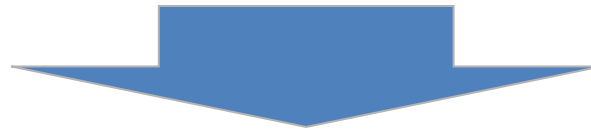
「経営課題全般に対する支援」の実施状況

【直近3年の実施状況】



約1割の者が経営支援をほとんど行っていない。

（出所）中小企業庁「平成28年度認定経営革新等支援機関の任意調査」

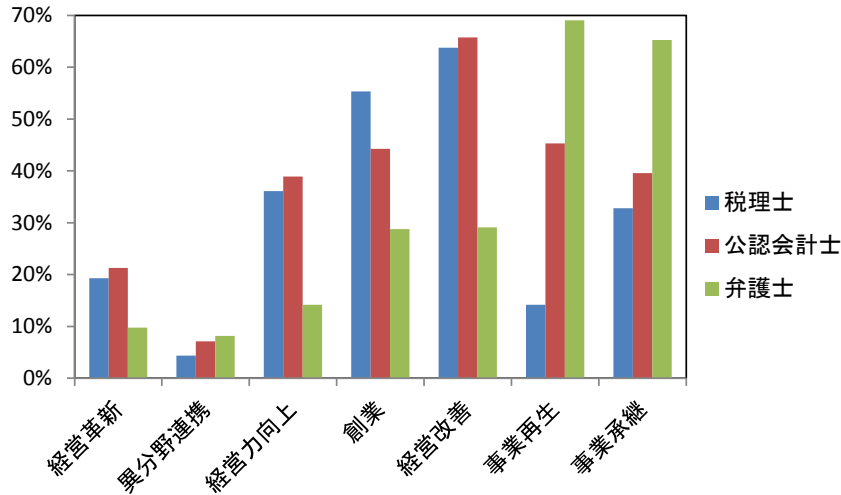


○認定基準（実務経験要件）を現時点でも達成できているか。経営支援に関する能力を法律上認定し、PRする制度趣旨に照らしてどう考えるか。（論点1）

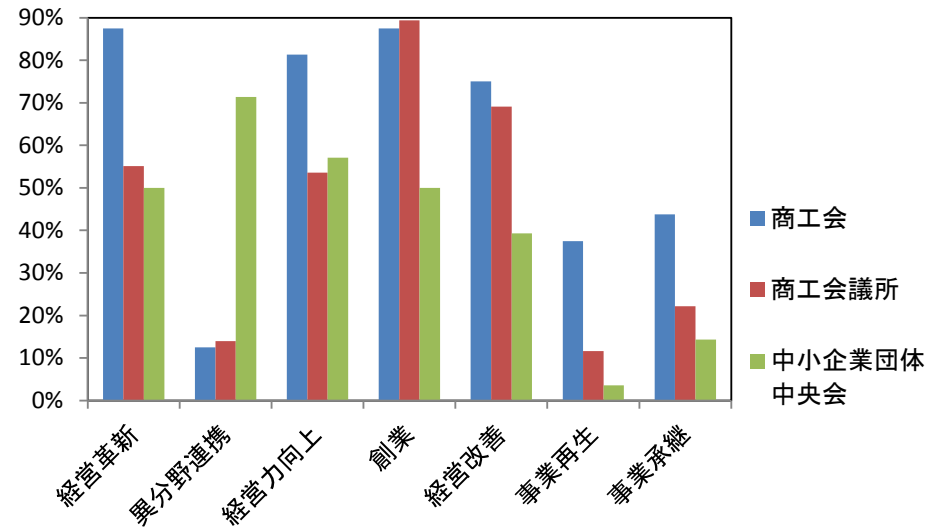
経営革新等支援業務と経営課題全般に対する支援 2 (P6 1.、2.関係)

※ 各業態の得意分野は、任意調査での自己申告によるもの(複数回答可)。

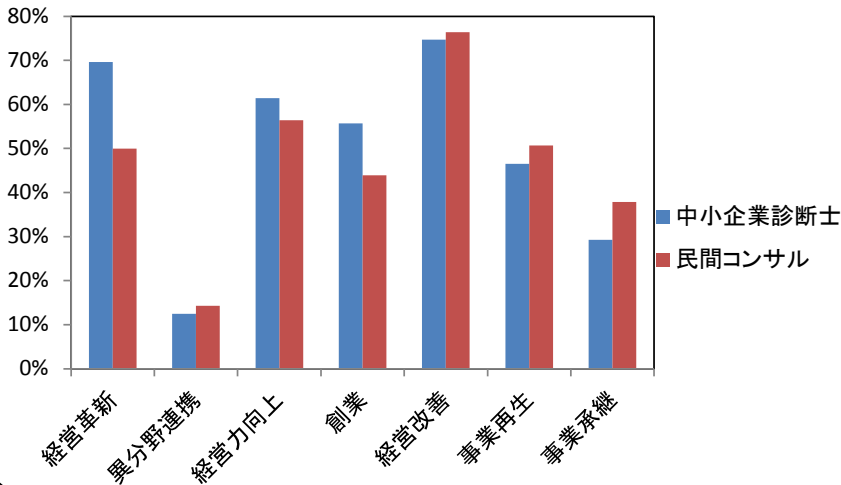
<得意分野(税理士、公認会計士、弁護士)>



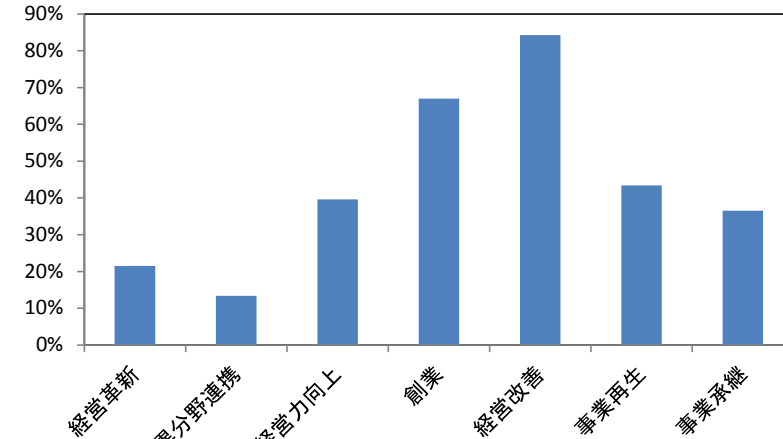
<得意分野(商工会、商工会議所、中小企業団体中央会)>



<得意分野(中小企業診断士、民間コンサル)>



<得意分野(金融機関)>



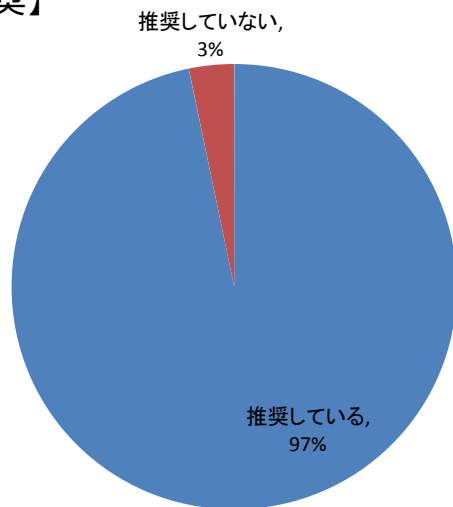
(出所) 中小企業庁「平成28年度認定経営革新等支援機関の任意調査」

○支援能力のバラツキや、一層の能力向上についてどのように対応すべきか。(論点2)

中小企業施策と連携した支援（P6 3.関係）

「中小企業施策の周知」の実施状況

【中小企業の会計に関する基本要領等の活用等の推奨】



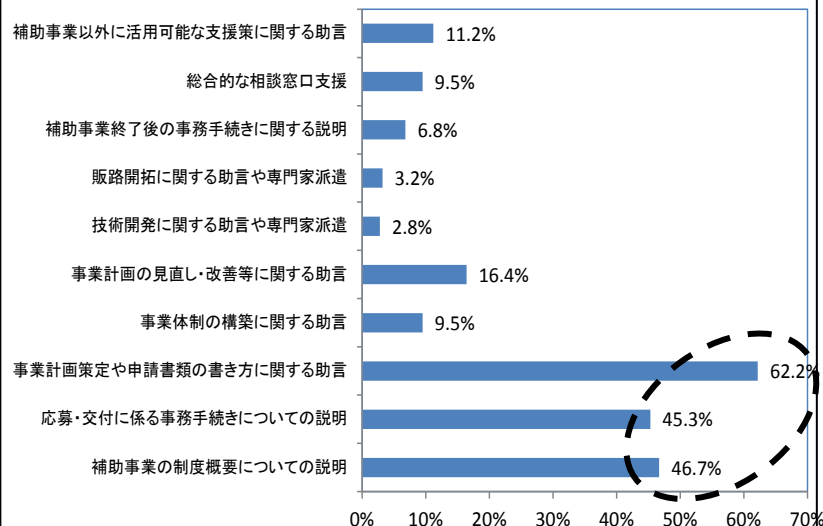
ほとんどの者が推奨をしている。

（出所）中小企業庁「平成27年度認定経営革新等支援機関の任意調査」

○こうした取組を更に伸ばしていくには国として何をすべきか。（論点3）

「補助金等を活用する中小企業支援」の実施状況

【支援に対する評価】（ものづくり補助金）



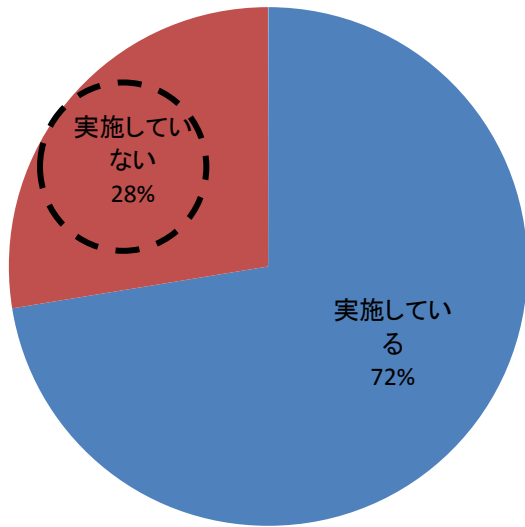
申請時のサポートは評価が高いが、採択後の支援の評価は高くない

（出所）全国中小企業団体中央会による補助金採択事業者に対するアンケート調査（平成27年11月）

○しっかりとしたフォローもなされるようするためには何が必要か。（論点4）

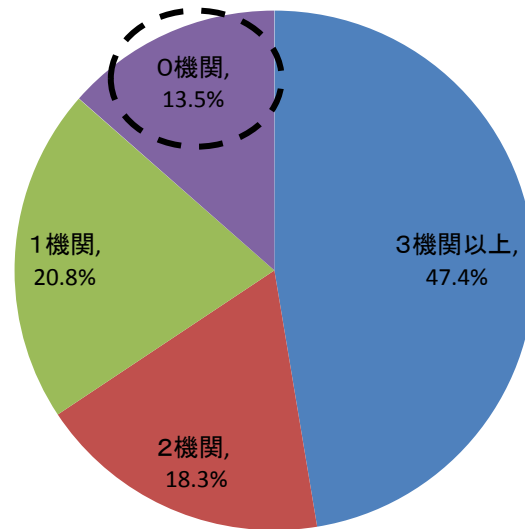
モニタリングと支援機関同士の連携（P 6 4.関係）

「モニタリング」の実施状況



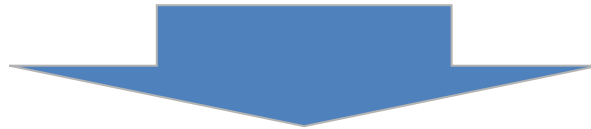
約 3 割の者がモニタリングをしていない。

「支援機関同士の連携」の実施状況



1 割強の者が連携をしていない。

（出所）中小企業庁「平成28年度認定経営革新等支援機関の任意調査」



○これらの取組をより一層強化していくために必要な対応は何か。（論点 5）

認定経営革新等支援機関に関する意見

分科会や認定経営革新等支援機関等からの意見

- ①活動状況を把握するためのアンケートの回収率が低い（回収率：3～4割）。しっかりと活動報告をさせるべきではないか。（論点6）
- ②支援実績がゼロであるような機関は認定を取り消すか改めて認定を受け直させるといったようなことが必要ではないのか。（論点7）
- ③約26,000の認定経営革新等支援機関をどう活用していくか考えるべき。この実態を生かして連携につなげていくべきではないか。（論点8）
- ④各機関によって知識、支援能力の差がある。（論点9）
- ⑤認定申請や変更申請について申請手続きの簡素化を図るべきではないか。（論点10）
- ⑥本業として中小企業支援を行っており、認定を受けるメリットを感じない。（論点11）

自由民主党 中小企業・小規模事業者政策調査会 提言（平成27年6月9日）

- ①「既存の中小企業団体や「よろず」との位置づけも明確ではないことから、整理が必要。」
（本分科会において、各支援機関に求められる役割を整理）
- ②「得意分野や技能水準の見える化により、適切な認定支援機関の可視化を進め、（論点12）
必要であれば更新制の導入等の制度の改正も視野に入れ、国が責任を持って信頼される支援機関の絞り込みを図るべき。（論点13）」

4. 認定経営革新等支援機関の今後の方向性

認定経営革新等支援機関制度の今後の対応に関する全体像

<対応2> 能力向上のための取組（質のバラツキの是正を含む。）（論点2、9）

経営革新等支援業務／経営課題全般に関する支援

- ・個々の能力向上（研修の充実等）（論点4）
- ・支援機関同士の連携強化（論点5）
- ・専門家によるフォロー



P16

中小企業と行政の結節点

- ・施策情報発信・施策二一ズ情報収集の強化（論点3、8）
- ・認定支援機関向けの施策説明会充実（論点3、8）

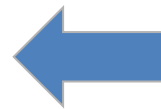


P18

<対応1> 認定水準維持のための取組

認定水準

- ・免許や許認可の有無（知識要件）
- ・経営支援の実施状況（実務要件）等



- ・正確な確認（任意調査の回収強化と更なる報告徴収）（論点1、6）
- ・水準に達していない場合の対処（認定取消や更新制）（論点1、7、13）



P14

<対応3> 制度普及のための取組

- ・申請手続きの簡素化など支援機関の負担軽減（論点10、11）
- ・認定支援機関向けの支援措置の更なる周知徹底（論点11）
- ・中小企業に対する情報発信強化（見える化の取組）（論点11、12）



P17,18

上記のような国で取り組む事項及び認定経営革新等支援機関として取り組んでいただきたいミッションについて、基本方針等で明確化

<対応 1> 活動状況の確実な把握等

- 基本方針に基づく任意調査では、得意分野や経営支援の実施状況等について調査。
- 特に、経営支援の実施状況は、認定要件の一つである実務要件にも関わるもの。制度の適切な運営のためにもしっかりと把握すべき事項。その他の認定基準関連等も把握する必要がある。

任意調査

①調査内容

- ・得意分野や支援可能分野
- ・**全般的な経営支援及び経営革新等支援業務の実施状況**
- ・フォローアップの実施状況
- ・他の支援機関との連携状況 等

※基本方針

国は（略）政策評価の観点から、定期的に経営革新等支援業務の実施状況や成果について、任意の調査を実施するものとする。

②これまでの回収率は概ね3割程度。

主務大臣として、認定基準にも関連する活動状況を把握できているとはいえない。

考え得る対応

※ 例えば以下のような点が考えられる。

- 認定経営革新等支援機関に対する本調査の必要性のより一層の周知徹底と回収強化。

⇒複数回（例えば3回）連続で報告しなかった場合、法律に基づく報告徴収（罰則規定あり）を求める。

<報告内容イメージ>

例えば、認定時に確認する以下の内容や基本方針に関連する事項について報告徴収。

- ①税・財務等に関する資格や免許等の有無（※）、国の認定を要する経営革新計画等の認定等件数<能力要件>
- ②これまでの全般的な経営支援及び経営革新等支援業務の実施状況<実務要件>
- ③業務実施体制

（※）一般的な経営支援能力の有無の確認のため、各団体等が提供する研修の受講状況等の確認などは必要か。

⇒報告徴収に回答しなかった場合は法律に基づく改善命令を検討（改善命令違反の場合は認定取消し）

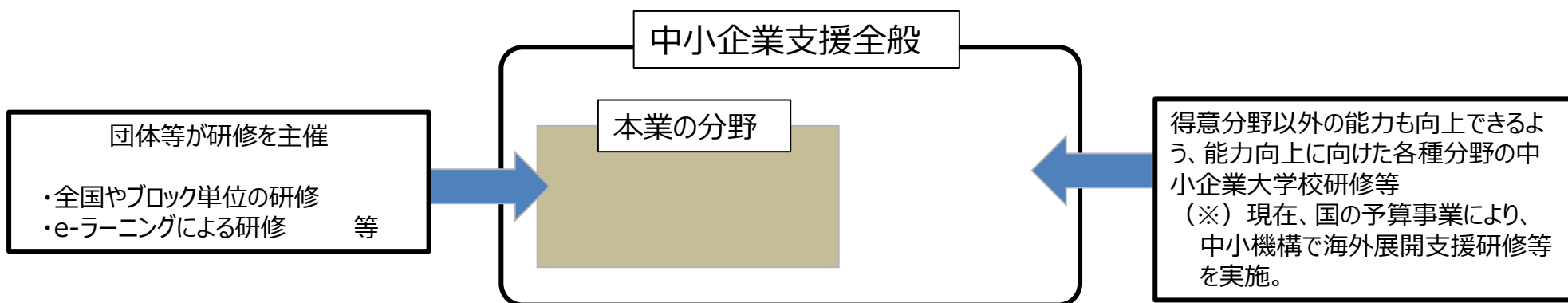
- 一定期間経過後に全ての認定を受けた機関の状況を確認するため、認定有効期間の設定（例えば3～5年）と更新制（※）
（※）ただし、簡素な手続き等、負担軽減に配慮。

<対応2> 認定経営革新等支援機関の能力向上に向けた取組

- ①研修等を通じた自らの能力向上、②それぞれの得意分野を活かした連携による相互補完、③専門家によるサポート、によって全体として支援機能を高めていくことが重要。

①能力向上に向けた対応

- 本業として実施している分野については、各士業や金融機関等の団体、商工会・商工会議所等の全国団体において、会員や指導員向けの研修やセミナーが実施されているケースが多い。今後、必要に応じて国や他の支援機関等との連携も検討。
- 得意分野以外の分野の能力も伸ばせるよう、認定経営革新等支援機関も中小企業大学校の研修を受講できるようにする等、能力向上に向けた対応について検討。



②連携による相互補完

- 各認定経営革新等支援機関の得意分野の「見える化」を促進することで、自らが求める支援機関が見つかるよう引き続き実施。
- よろず支援拠点による認定経営革新等支援機関も含めた支援機関同士のコーディネートを通じた連携。

③中小機構の専門家によるサポート

対応が困難な案件については、法律で規定されている中小機構による専門家からのアドバイスを受けることが可能。一方、近年の活用実績は少なく、改めて制度の改善や各認定経営革新等支援機関に対する周知を検討。

(24年度(10～3月)：30件、25年度：119件、26年度：24件、27年度：15件)

<対応3-1> 申請手続きの簡素化

- 現行の基本方針でも、認定申請の際に必要なとなる書類の簡素化に努めることとしている。
- 認定申請や認定後の変更届について、法制上の論点も検証しつつ、更なる簡素化に向けた検討を行う。

○現行の基本方針

国は、経営革新等支援業務を行う者が認定の申請を行う際に必要となる書類の簡素化に努めるものとする。

認定時に必要な書類

- ①事務所所在地、実施体制（統括責任者等）、役員構成、事業基盤（売上高や経常利益等）を記載した書面
※登記簿謄本等や財務諸表も添付。
- ②専門的知識を有する証明書（税務・財務関連の国家資格又は自身が関与した経営革新計画等が3件以上認定を受けたことの支援対象者による証明書）
- ③実務経験証明書（3年以上の実務経験及び1年以上の経営革新等支援業務の実務経験の支援対象者による証明書）

変更届時に必要な書類

所在地や役員に変更が生じた場合に届出
変更事項を記載した書面
※登記簿謄本等や財務諸表も添付。

簡素化に係る論点

※ 例えば以下のような点が考えられる。

- ①行政部会取りまとめ（平成29年3月 規制改革推進会議行政手続き部会）
 - ・事業者からは、許認可に係る手続き等の負担が大きいとの意見
 - ・「行政手続の電子化の徹底」「同じ情報は一度だけの原則」「書式・様式の統一」に沿った取組を政府全体で進める。
 - ・各省庁は本年6月末までに基本計画を策定。可能な事項は速やかに着手。
- ②中小企業診断士や金融機関など、登録や免許等の申請や所在地変更等に伴う届出について、主務大臣が同じ経済産業大臣と内閣総理大臣（金融庁長官）であり、個別法に基づき同内容の書類を再活用する等の柔軟な対応も可能と考えられる。
※中小企業診断士は、診断士としての更新の際に実務経験の証明書の提出が必要であり、この点も柔軟に再活用できれば負担軽減になり得る。
- ③一方、税理士、公認会計士、弁護士等の士業は、登録や変更の申請を各士業の連合会や協会等に提出するため、情報保護等との関係で再活用する等の対応は難しい可能性もある。

求める書類の削減のほか、制度間における提出書類の再活用については法的論点があり得るため、今後検討が必要。

<対応 3 - 2> 認定を受けることによるメリット

- 認定を受けることで、中小企業施策の情報提供、専門家によるサポートを受けることが可能。
- 更に、中小企業大学校の研修の受講など認定を受けることによるメリットについて検討。

認定経営革新等支援機関に対する現行の支援措置

- ① 中小企業支援施策については、「ミラサポ」で広く周知。これに加え、認定経営革新等支援機関については、独自のメルマガで施策情報を配信。
- ② 得意分野や支援可能分野、活動実績についてＨＰでＰＲが可能。
- ③ 困難な案件への対応といったような場合、中小機構の専門家からアドバイスを受けることができる。
- ④ ミラサポ専門家派遣を活用することができる。

今後検討すべき対応

- ① 認定経営革新等支援機関向けのメルマガ配信のより効果的な活用や補助金等の施策説明会など情報発信の在り方について検討。
- ② 得意分野や支援可能分野、活動実績についてのＨＰでのＰＲ方法の改善（特に実績の高い機関の積極的な公表等）。
- ③ 活用できる支援措置の更なる周知徹底。
- ④ 中小企業大学校の研修受講など新たな支援メニューの検討